

福山市公平委員会障がい者活躍推進計画

2020年（令和2年）4月

第1 作成に当たって

1 作成趣旨

- 2019年（令和元年）6月の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「雇用促進法」という。）の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（以下「活躍推進計画」という。）を作成することとされました。
- 障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう、市役所全体を挙げて取り組んでいくことが重要です。
- そこで、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けた取組を推進するため、活躍推進計画を作成します。

2 作成主体

- 雇用促進法の規定により任命権者ごとに活躍推進計画を作成する必要があるため、福山市公平委員会における計画とします。
- 市役所全体で障がい者の活躍推進に向けた取組を推進するため、他の任命権者は別に活躍推進計画を作成することとしますが、互いに連携して対応します。

3 計画期間

- 2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間の計画期間とします。
- なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 周知・公表

- 活躍推進計画は、市のホームページへの掲載等適切な方法で公表します。

第2 福山市公平委員会における障がい者雇用等の 状況

- 福山市公平委員会においては、職員の採用を行っておらず、福山市が採用を行っています。

第3 障がい者の活躍推進に向けた取組

1 推進体制の整備

- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、速やかに選任を行うこととし、当該選任をしようとする者が資格要件を満たさない場合は、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

2 職務の選定・マッチング等

- 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定、マッチング等について検討を行います。

3 職場環境の整備

- 障害者である職員に対して、面談等により必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。
- 措置を講じるに当たっては、当該職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

第4 目標

- 障害者雇用の推進に関する理解を促進します。